

身体的拘束適正化に関する指針

(身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方)

(1) 理念

1. 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は患者・利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性がある。神奈川みなみ医療生活協同組合の全ての事業所は、患者・利用者の一人一人の尊厳に基づき、安全・安心が確保されるように基本的な仕組みをつくり、各事業所の運営を行う。全事業所において、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しない。

2. 身体的拘束の該当する具体的な行為

- ①徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲う。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限する三トン型の手袋等を付ける。
- ⑥車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルを付ける。
- ⑦立ち上がりの能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で動くことの出来ない居室等に隔離する。

3. 目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合もあるが、その場合も患者・利用者の態様や対応の見直し等により、拘束の介助に向けて取り組む。

(2) 各事業所の方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くように努める。

- ①患者・利用者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束のリスクを除く。
介護事業所では、利用者一人一人の特徴を日々の状況から十分理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くための対策を実施する。
- ②責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努める。
管理者が率先して事業所内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の水準が向上する仕組みを作る。特に認知症および認知症による行動・心理状態について、職員は理解を深めること。

③身体的拘束適正化のため患者・利用者・ご家族との話し合いを持つ。

ご家族・本人にとって、居心地の良い環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されてもそのまま受け入れるのではなく、対応と一緒に検討する。

(身体的拘束等適正化のための体制)

(2)次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持強化する。

1. 身体的拘束適正化の検討を実施

虐待防止委員会(以下委員会)を法人医療介護安全管理委員会の中に設置し、身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討する。過去に身体的拘束を実施していた患者・利用者に係る状況の確認を含む。委員会は毎月開催する。特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施開始を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討する。

2. 虐待防止委員会の構成

法人医療介護安全管理委員会が兼ねる。委員は、診療所と介護事業所より職種間バランスを考慮して選出する。

3. 委員会における身体拘束適正化に関する検討項目について

- ①前回の振り返り
- ②3要件(切迫性・非代替性・一時性)の再確認
- ③(身体的拘束の該当者がいる場合)3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて該当者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する。
- ④(身体的拘束が必要になりそうな人がいる場合)3要件の該当状況、特に代替案について検討する。
- ⑤(やむを得ず身体的拘束が必要と判断した場合)担当医・ご家族との意見調整の進め方を検討する。
- ⑥今後の予定を確認する。

4. 記録および周知

委員会での検討内容は、委員長が委員会後速やかに報告書を作成し、法人管理会議へ報告・確認したのち、各事業所へ配信する。各事業所の管理者は委員会報告書を職員へ回覧し周知を図る。

(3)身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため、職員は採用時の他、定期的な研修を実施する。介護事業所は年1回の研修を実施する。研修の内容・参加者・感想等は記録し事業所で保管する。事業所で行った研修については、虐待防止委員会へ報告する。

(4)緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

1. 3要件の確認

- ・切迫性(患者・利用者本人または他の者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する方法がないこと)
- ・一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

2. 要件合致確認

患者・利用者の様様を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとするが、拘束の実施後も日々の様態等を参考にして、委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組む。

3. 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得る。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯および時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始および解除の予定(※特に解除予定を記載する)

※参考様式「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」

(5) 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や患者・利用者の日々の様態(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行う。

(6) 本指針の閲覧

法人事業所を利用する患者・利用者と組合員は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、法人ホームページにおいて、いつでも閲覧可能な状態とする。

付則

この指針は、2024年3月27日より施行する。